

2次受付

指定校変更（通学上の安全確保）

※2次受付が最後になります。この期間を過ぎると申請が出来ませんので、ご注意ください。（転入・転居除く）

申込期日：令和7年11月7日（金）17時まで



通学上の安全確保はLoGoフォームでも申請可能⇒⇒
申請書で申請の場合は、ホームページからダウンロードできます。

注意事項：小学校で隣接校に通学していても、中学校入学時に改めて申請が必要です。

《よくある質問》

Q1 自宅から学校への直線距離は、何で測ればよいですか。

A1 市販の地図や、インターネットの地図などをご利用ください。確認のため、申請を受け付ける際に、教育委員会でもインターネットの地図で測ります。

Q2 自宅、学校のどこから測ればよいですか。

A2 学校の敷地と自宅の敷地を、それぞれ最も距離が短くなるように測ってください。

Q3 アパートやマンションの場合、どこから測ればよいですか。

A3 アパートやマンションの敷地全体を、自宅の敷地として測ってください。A棟・B棟など複数の棟があっても、道路を挟まず一体の敷地の場合は、敷地全体を自宅の敷地としてください。

Q4 引越しの予定がありますが、引越しを前提として指定校変更の申請ができますか。

A4 転居予定がある場合、転居先を居住地とみなして指定校変更ができる場合がありますので、ご相談ください（賃貸や建築の契約書などが必要です）。

Q5 預かり先がほかの校区にありますが、距離の条件が合いません。

A5 共働きや母子・父子家庭の小学生の場合、預かり先のある校区に入学できる場合がありますので、ご相談ください（保護者の勤務証明などが必要です）。

Q6 指定校以外の学校に就学すると、子ども会など地域との関わりはどうなりますか。

A6 指定校変更しても、住んでいる地域の行事には、積極的に参加をお願いします。子ども会は基本的には、居住地の子ども会への加入をお願いします。指定校変更した地域の子ども会に入会を希望する場合は、居住地と先方の子ども会に相談してください。

Q7 指定校以外の学校に就学すると、PTA活動はどうなりますか。

A7 指定校変更しても、お子さんが通う学校のPTA活動に積極的な参加をお願いします。

Q8 私学・市立校中等部の受験の予定がありますが、公立の指定校以外への進学も検討している場合は、いつ申請したらよいですか。

A8 申請は申込期日までをお願いします。申請後、私学・市立校中等部への進学が決まった場合は、必ず学校教育課へご連絡ください。